

令和8年 6月 1日

渥美病院訪問看護ステーション

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護および指定介護予防訪問看護
事業所の名称	渥美病院訪問看護ステーション
事業所の所在地	愛知県田原市神戸町赤石1番地1
管理者氏名	吉田 由美子
電話番号	0531-22-9887
FAX番号	0531-22-6321
開設年月日	平成9年 9月 1日
事業所番号	愛知県2366690010号

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する渥美病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護および介護予防訪問看護の事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員等が、主治医が指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護および指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1. ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの訪問看護職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。4. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. ステーションは利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
6. 事業の実施にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

ステーションに勤務する職種、員数及び勤務の内容は次のとおりです。

- (1) 管理者 保健師又は看護師 1名（常勤職員兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

- (2) 看護職員等 看護師 7名（常勤職員6名うち管理者兼務1名、非常勤職員1名）
理学療法士 4名（常勤職員兼務）
作業療法士 1名（常勤職員兼務）
言語聴覚士 1名（常勤職員兼務）

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護および介護予防訪問看護の提供にあたります。

- (3) 事務職員 1名（常勤職員兼務）

必要な事務を行います。

4. 営業日及び営業時間

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりです。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。ただし、国民の祝日、8月15日、12月30日から1月3日までは除きます。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとします。
- (3) サービス提供時間

営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制を取っておりますので、緊急時などは、時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。（利用料については、訪問看護および介護予防訪問看護の内容及び利用料等を参照してください。）

5. 通常の訪問看護および介護予防訪問看護の実施地域

通常の実施地域は次のとおりです。

田原市、豊橋市南部地域（三弥町、東細谷町、細谷町、西山町、小島町、小松原町、寺沢町、富士見町、東七根町、西七根町、高塚町、伊古部町、東赤沢町、西赤沢町、城下町、杉山町、老津町、大崎町、船渡町、明海町、植田町、大清水町、南大清水町、野依町、若松町、畑ヶ田町、天伯町、高田町、富士見台、野依台、東大清水町）

6. 訪問看護および介護予防訪問看護の内容及び利用料等

訪問看護および介護予防訪問看護の内容は次のとおりです。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

訪問看護を提供した場合の利用料の金額は次のとおりです。

※利用料

【基本部分】

〈保健師、看護師が行う訪問看護〉

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （1割負担の場合） ※（注2）（注3）参照
20分未満 （規定条件該当者）	314単位	321円
30分未満	471単位	481円
30分以上1時間未満	823単位	840円
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,152円

介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の金額は次のとおりです。

利用料

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （1割負担の場合） ※（注2）（注3）参照
20分未満 （規定条件該当者）	303単位	309円
30分未満	451単位	460円
30分以上1時間未満	794単位	811円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,113円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を提供した場合の利用料の金額は次のとおりです。

利用料

【基本部分】

サービスの内容 利用者要介護度	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （1割負担の場合） ※（注2）（注3）参照
要介護1～4である利用者の場合（1月につき）	2,961単位	3,023円
要介護5である利用者の場合（1月につき）	3,754単位	3,833円

（注1） 上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用基本料を書面でお知らせします。

定期巡回・随時対応サービスの報酬は月額定額報酬ですが、次のような場合には日割りで計算されます。

（ア）月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問看護の利用を終了した場合

（イ）月の途中で短期入所サービスを利用している場合

（ウ）月の途中で要介護5から他の要介護度に変更になった場合の要介護度から要介護5に変更になった場合

（エ）月途中で末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態となった場合

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 平成27年4月1日から地域区分(7級地)適応にて、ひと月の合計利用単位数に地域単価を乗じて計算します。1単位=10.21円
利用者負担の割合はそれぞれの介護保険負担割合証の利用者負担割合になります。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類 ※(注4)参照	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (1割負担の場合)
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	254単位	260円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	402単位	411円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	300単位	307円
初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画を作成し退院当日に訪問看護を提供した場合(1月につき)	350単位	357円
初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画を作成し退院翌日以降に訪問看護を提供した場合(1月につき)	300単位	306円
看護・介護職員連携 強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合(1月につき)	250単位	256円
緊急時訪問看護加算	利用者又はその家族等から看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、必要に応じて緊急時訪問を行える体制にある場合(1月につき)	600単位	613円
特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けているか留置カテーテル等を使用し	500単位	511円

	ている状態の方で、特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行なった場合（1月につき）		
特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素療法指導管理等を受けているか真皮を超える褥瘡の状態の方で、特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行なった場合（1月につき）	250 単位	256 円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	2,500 単位	2,553 円
退院時共同指導加算	病院や老健に入院中若しくは入所中の利用者に対して主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、文書により提供した場合（初回の訪問時1回、特別な管理を要する場合2回）	600 単位	613 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	6 単位	7 円
看護体制強化加算（Ⅰ） （訪問看護）	在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、充実したサービス提供体制の事業所に対する評価の要件を満たした場合（該当月のみ1月につき）	550 単位	562 円
看護体制強化加算（Ⅱ） （訪問看護）		200 単位	205 円
看護体制強化加算 （介護予防訪問看護）		100 単位	102 円
専門管理加算	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門及び人工膀胱ケアに関わる専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250 単位	255 円
口腔連携強化加算	口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合	50 単位	51 円
訪問看護 処遇改善加算 （予防訪問看護 処遇改善加算）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の資質向上および処遇等の改善を実施している施設	所定単位数に1.8%が加算	

- (注4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した指定訪問看護を利用した場合は、夜間又は早朝、深夜に訪問看護を行う場合の加算、複数名訪問看護加算、サービス提供体制強化加算、長時間訪問看護加算及び看護体制強化加算は加算されません。

医療保険を利用した場合

各保険に定められた自己負担分を負担していただきます。

(2) 交通費

通常の実施地域外に訪問した場合の交通費は、実費を負担していただきます。
なお、自動車で訪問した場合の交通費は次のとおりです。

- ① 通常の実施地域を越えた地点から、片道10km未満 200円
- ② 通常の実施地域を超えた地点から、片道10km以上200km未満 400円
- ③ 通常の実施地域を越えた地点から、片道20km以上 600円

医療保険で訪問看護を提供した場合の交通費は、実施地域に関係なく実費を負担していただきます。自動車で訪問した場合の交通費は次のとおりです。

- ① ステーションから、片道10km未満 280円
- ② ステーションから、片道10km以上20km未満 300円
- ③ ステーションから、片道20km以上 350円

- (3) 死後の処置料 11,000円

7. サービスキャンセル時の対応

- (1) 利用者及び利用者のご家族の都合でサービスをキャンセルする場合は、出来るだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日連絡のないキャンセルについては、予定の利用料をいただく場合があります。
- (2) サービスの利用をキャンセルする場合は、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：0531-22-9887

連絡時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時

8. 緊急時の対応

訪問看護を実施中に、利用者様に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、看護職員等が必要に応じて応急の手当てを行うとともに、速やかに医師に連絡し、適切な処置を行います。

9. 事故時の対応

- (1) 事業所は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族、東三河広域連合への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) 事業所は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

10. 非常災害時の対応

非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るため、業務継続計画を作成し、計画に従い必要な措置を講じます。

事業者は地震・風水害等自然災害発生、または警報・注意報等が発令された場合、サービス提供を中止する場合があります

また、事業者運営が困難な状況となった場合、訪問看護サービスの提供が維持できるよう、田原市内訪問看護ステーションに訪問依頼する場合があります。その際には、利用者様に関する個人情報を、他の訪問看護ステーションと共有させていただきます

11. 秘密保持

- (1) 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、利用者様及び利用者様のご家族に対する介護サービスの提供に際し知り得た秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は従業者が退職後、就業中に業務上知り得た利用者様及び利用者様のご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者は利用者様及び利用者様のご家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用目的に掲げた個人情報は用いません。

12. 虐待の防止について

虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講じます。

- (1) 対策委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するために担当者を置きます。

13. ハラスメントの防止について

適切なサービス提供を確保するために、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

14. 感染症対策について

感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のために、次の措置を講じます。

- (1) 対策検討委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 苦情の受付について

ステーションに対する苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

- | | |
|-------|------------------------|
| ① 担当者 | 吉田 由美子（管理者） |
| 受付時間 | 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時 |
| 電話番号 | 0531-22-9887 |
| FAX番号 | 0531-22-6321 |

担当者が不在の場合、苦情やご相談をお伺いした者が担当者に伝えます

② その他苦情受付機関

田原市福祉部 高齢福祉課 長寿介護係	所在地 : 田原市田原町南番場30番地1 受付時間 : 月曜日から金曜日 午前9時から午後4時30分 電話番号 : 0531-23-3217 FAX番号 : 0531-23-3545
豊橋市福祉部 長寿介護課	所在地 : 豊橋市今橋町1番地 受付時間 : 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時15分 電話番号 : 0532-51-2359 FAX番号 : 0532-56-3810
東三河広域連合 介護保険課	所在地 : 豊橋市八町通二丁目16番地 受付時間 : 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時15分 電話番号 : 0532-26-8470・8471 FAX番号 : 0532-26-8475
愛知県国民健康保険 団体連合会	所在地 : 名古屋市東区泉一丁目6番5号 受付時間 : 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 電話番号 : 052-971-4165 FAX番号 : 052-962-8870

17. その他運営にあたっての留意事項

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。介護保険法に基づく評価は受けていますが、第三者評価については受けていません。